

バス運転者の労働時間の基準

貸切バス運転者の労働時間については、労働基準法では規制が難しいことから、厚生労働省が以下の改善基準告示を策定し、拘束時間など厳しい基準が定められています。バス事業者は、この基準に適合する運行計画を定め、適正な運行管理を行うことにより、安全運転の確保を図っています。

改善基準告示 <バス>	
○	拘束時間： <u>1日13時間まで</u> （16時間まで延長可能。ただし15時間以上は週に2回まで）
○	休息期間： <u>1日継続8時間以上</u>
○	運転時間： <u>2日を平均して1日9時間まで</u>
○	連続運転時間： <u>4時間毎に30分以上の休憩を確保</u> （1回につき10分以上で分割可能）
○	休日： <u>1週間に1日以上又は4週間に4日以上</u> <u>休日労働は2週間に1回まで</u> （拘束時間は4週間平均で1週間当たり最大71.5時間まで）

[厚生労働省が定める労働時間の基準](#)



改善基準告示に追加して、高速・貸切バスについて交替運転者の配置基準を策定

		配置基準（平成25年8月全面適用） <新高速乗合バス・貸切バス対象>
ワンマン運行の上限	昼間	○ 距離： <u>実車距離は原則500kmまで</u> ○ 時間： <u>運転時間は原則9時間まで</u>
	夜間	○ 距離： <u>実車距離は原則400kmまで</u> （※） ○ 時間： <u>運転時間は原則9時間まで</u> ○ 連続乗務： <u>連続4夜まで</u> *ただし、400km超は連続2夜まで ※ 夜間高速ツアーバスについては平成24年7月から、夜間貸切バスについては平成24年12月から先行実施

[貸切バス交替運転者の配置基準](#)